

## 令和3年度

# 「西都市住宅改修支援事業補助金」

この事業は、市内在住の方または転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して住宅改修工事を行った場合に、西都商工会議所ギフト券（以下、ギフト券）で助成する事業です。

### 対象となる要件

- ① 交付決定日以前に着工していないこと。着工前の申請のみ受付を行います。
- ② 市内に本社もしくは本店のある法人または市内に住所を有する個人が施工者であること。
- ③ 総工事費が、**20万円以上**であること。
- ④ 住宅の名義人が居住又はその予定である、市内に存する住宅であること。  
(※賃貸住宅は対象外です。)
- ⑤ 建築後**10年以上経過**している住宅であること。(令和3年3月31日時点)
- ⑥ 市税等を完納していること。
- ⑦ 改修工事が**令和4年3月31日**までに完了し、実績報告書が提出できること。
- ⑧ 対象工事が、本市や国などの過去の同様の助成制度による助成対象箇所と重複しないこと。

### 補助対象となる工事

○ 増築又は改築工事
○ 屋根の葺き替え、塗装または外壁の補修などの外装工事
○ 壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事
○ 台所、浴室、脱衣所、洗面室又はトイレの改修工事
○ 建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事 (畳の表替え、ふすまの張替等の工事といえないものを除く)
○ 住宅の電気設備改修工事 (自然冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、電気温水器、電磁誘導加熱調理器(IHクッキングヒーター)、照明器具、エアコンディショナー、太陽光発電設備、その他これらに類する製品の処分費用、購入費用及び設置費用を除く)
○ 住宅の給排水設備改修工事 (公共下水道及び農業集落排水に関する宅内排水設備の管路工事、浄化槽の設置及び管路工事、灯油ボイラー又はガス給湯器その他これらに類する製品の処分、購入及び設置に関するものを除く)
○ 防音又は断熱化工事
○ 住宅内のバリアフリー化工事

### 補助対象とならない工事

× 井戸に関する工事	× 工具又は工事用機械等の購入に係る費用
× 造園工事	× 浄化槽の設置及び管路工事に係る費用
× 住宅等の取壊し工事	× 倉庫又は車庫に係る工事
× 土地の購入及び造成に係る費用	× 門扉、フェンス、柵又はブロック塀に係る工事
× 広告又は看板等の設置に係る費用	× 住宅に付随するテラス等に係る工事

## 補助額

総工事費の20%を補助（千円未満の端数は切り捨て）上限15万円、ギフト券で交付します。

## 申込方法

所定の様式に必要事項を記入して、西都市役所商工観光課まで提出してください。

## 申込時に準備するもの

必要書類	備考
① 住宅改修支援事業補助金交付申請書	様式第1号
② 住宅改修支援事業計画書	添付書類1
③ 住宅改修支援事業収支予算書	添付書類2
④ 住民票謄本	住民票謄本 (申請者本人とその同一世帯員全員が記載されたもの)
⑤ 市税完納証明書	申請者本人とその同一世帯員全員の市税完納証明書
⑥ 工事見積書	
⑦ 着工前の現況写真(家屋全景および改修工事箇所はすべて)	
⑧ 間取り図(内装工事等を実施する場合)	
⑨ 家屋登記事項証明書もしくは固定資産税課税台帳の写し	

※ 必ず新様式を使用してください。旧様式の提出は受け付けません。

※ 修正テープ等での修正は不可です。

※ 申請書類や対象工事の確認等で時間がかかる場合があります。

遅くとも着工7日前までには提出してください。

※ 予算の範囲内で随時受付しています。

## 住宅改修支援事業補助金の優先する制度等

- ・介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の支給
- ・西都市重度障害者等日常生活用具給付等事業
- ・その他助成

問い合わせ先 西都市役所 商工観光課 産業振興係  
〒 881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地  
TEL 0983-43-3222 FAX 0983-43-2067